

深川市福祉除雪助成事業のご案内

市では、低所得世帯を対象に、自力での除雪が困難な高齢の方や障がいのある方などへ、除雪費用の一部を助成します。

- ・ 除雪にかかった費用の一部を、市が助成します。
- ・ 除雪の依頼や料金の支払い等は、一般の除雪と同様に、申請者が除雪事業者と直接行っていただきます。

(令和6年度までの「福祉除雪サービス」は、令和7年度から「深川市福祉除雪助成事業」に名称と制度が変わりました)

対象

世帯の収入が生活保護基準の1.3倍以内の世帯で、市税に滞納がなく、自力で除雪ができず、近くに除雪をしてくれる人がいない、次のいずれかに該当する世帯

- ㊦ 世帯全員が70歳以上の高齢者
- ㊧ 重度身体障がい者世帯（1級・2級）
- ㊨ ひとり親世帯（小学生以下の子供）
- ㊩ 病弱世帯（疾病などの理由で除雪作業が困難と判断できる場合）
- 長期入院（概ね3ヵ月以上）や施設入所されている方のみの世帯、また深川市に生活実態がない場合は対象外です。
- 病弱世帯の方は病院その他医療機関などの確認が必要です。
- 除雪範囲は生活に必要な最小限の範囲が対象です。

除雪範囲

- ① 門口・敷地内通路
 - 国・道・市道の除雪路線に接する住宅の専用門口で、道路除雪作業後の雪の処理
 - 門口から玄関先までの敷地内通路の雪の処理（自宅敷地内に雪の置き場がある場合に限る）
※除雪場所などの状況によっては実施できない場合があります。
- ② 屋根の雪下ろし・家周り雪の処理・排雪作業
 - 家周り雪の処理は対象者の住宅の玄関先や窓・吸排気管付近など、家周りの雪の処理
 - 排雪作業は重機による排雪 ※車庫や物置等の雪下ろしは対象外です。

助成額

- ① 門口・敷地内通路除雪
 - 費用の2/3以内（上限7万円）
 - ② 屋根雪下ろし・家周り除雪・排雪作業
 - 費用の1/2以内（合計助成額が5万円まで）
- ※1シーズンの助成額です ①と②では助成額が異なります。

除雪期間

12月1日 ～ 3月31日

助成額と自己負担の例（門口・敷地内通路除雪）

	助成額	自己負担額
除雪費 4万円	2万6千円	1万4千円
除雪費 7万円	4万6千円	2万4千円
除雪費 12万円	7万円	5万円

助成割合2/3 助成上限額7万円
(助成額の千円未満は切り捨て)

利用申請期間

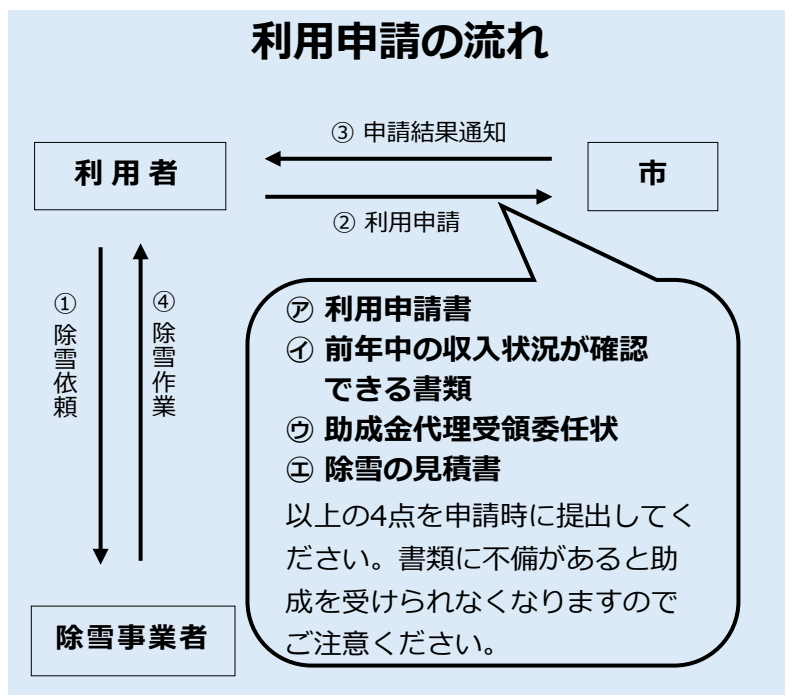
- ① 門口・敷地内通路除雪：9月1日～10月末まで
- ② 屋根雪下ろし・家周り除雪・排雪作業：作業予定日の2週間前まで

除雪料金の支払い（受領委任払いについて）

受領委任払いでは、助成額を差し引いて除雪事業者から請求されますので、申請者の支払負担が軽減されます。利用の際は必ず事業者から除雪の見積書等を取得の上、深川市福祉除雪助成金代理受領委任状と一緒に申請してください。（市からの助成金は除雪事業者等に交付されます）

利用申請の流れ

以下4点の書類を申請期間内に受付窓口へ持参または郵送で提出してください。



- ① 利用申請書、
- ② 深川市福祉除雪助成金代理受領委任状は、受付窓口や市のホームページから入手できます。
- ③ 除雪の見積書などは、除雪事業者から発行された控えをご提出ください。

事業者リスト

深川市内の福祉除雪に対応している事業者をリストでまとめているので、受付窓口や市のホームページでご確認ください。（随時更新）

相談・問い合わせ・申請書送付先

〒074-8650

深川市2条17番17号

深川市役所 社会福祉課福祉庶務係（8番窓口 / ☎ 0164-26-2144）